

参考資料

法定伝染病、指定伝染病、その他伝染の恐れのある重大な急性感染症の方または感染症の疑いがある方はご搭乗いただけません

また、以下の状態にある方も航空旅行には適しておりませんが、病状、体調等が安定しており、医師が搭乗の適性を証明し、かつ医師の付き添いのある場合はご搭乗いただけることもありますのでご相談ください。なお、患者の医療搬送については別途ご相談ください。

1. 重症心不全、不安定狭心症、急性心筋梗塞(発症後 6 週以内)、コントロール不良な重症不整脈などの重篤な心疾患をもつお客様及び心疾患術後(カテーテルによる手術を含む)の病状不安定機のお客様
2. 無治療の深部静脈血栓症及び肺動脈血栓塞栓症のお客様
3. 重症呼吸不全、重症慢性閉塞性肺疾患、重症気管支喘息及び肺の拡張が完全でない気胸のお客様
4. 脳卒中急性期(発病後 4 週以内)、頭蓋内圧上昇を来す疾患やコントロール不十分な痙攣性疾患ならびに検査等で中枢神経系に空気の残存するお客様
5. 重症貧血のお客様
6. 吐血・下血・出血の危険のある消化器疾患(胃潰瘍・十二指腸潰瘍急性期等)・腸閉塞・大腸検査当日・大腸ポリペクトミー術後 1 週間のお客様
7. 耳鼻咽喉科疾患急性期・術後中耳炎・重症副鼻腔炎・重症動揺病・著しい開口障害を有するお客様
8. 頭部・胸部・腹部手術 2 週間後、創部が十分に治癒していないお客様。術後に体内に空気や他の気体が残存しているお客様
9. メンタルな問題があり、症状が安定しないお客様
10. 減圧症(潜水病)急性期のお客様
11. 出産予定日から 28 日以内にある妊婦(産科医が搭乗の適性を証明する場合は医師の付添は不要)。但し、出産予定日から 7 日以内の場合は産科医の付添が必要
12. 生後 7 日以内の新生児
13. 感染の危険がある感染症に罹患した、もしくは罹患した可能性のあるお客様
14. 五類感染症のうち航空機内で他者に伝染させるおそれのある感染症及び学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症にかかり、学校保健安全法による出席停止期間の基準を過ぎていないお客様(風疹・水痘等学校保健安全法で日数の定めのないものについては、発症後 11 日を経過している場合は診断書は不要)
15. その他、会社が航空旅行において医師の判断を必要とするお客様